

情報公開制度と個人情報保護制度

情報公開制度

市政に対する市民の理解と信頼を確保し、行政の説明責任を果たすための制度です。市が保有している公文書などの開示を請求できます。

個人情報保護制度

個人情報の適正な取り扱いを確保するための制度です。市民の皆さんは、自分自身に関する情報の開示を求めたり、その情報に誤りがある場合には訂正を求めたりすることができます。また、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、市ホームページで公表しています。

問合せ 地域情報課

Tel 89・2146



令和5年度の開示状況

項 目		情報公開	個人情報保護
開示請求		15	1
決定内訳	全部開示	8	1
	一部開示	6	0
	不開示	1	0
	存否応答拒否	0	0
不服申し立て		0	0
不服申し立てに対する決定または裁決		0	0



新たに対象となる方

(1と2の両方に該当する方)

- 1 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- 2 自立支援医療（精神通院）の支給認定を受けている方

※精神病床への入院費用は対象外となります。

※対象となる方が社会保険本人の場合のみ、所得制限があります。本人または配偶者、扶養義務者の前年所得が基準額を超えると助成対象となりません。



申請について

対象と思われる方に申請書を送付しています。必要事項を記入し提出してください。

申請に必要なもの

健康保険証、精神障害者保健

新たに対象となる方は、申請

すること福祉医療費受給者証（マル福カード）が交付されます。医療機関などの受診の際に、健康保険証と一緒に提示することで医療費の自己負担額（保険適用分）が助成されます。

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の取得には時間がかかりますので、福祉医療費受給者証の交付申請を検討している方はご注意ください。また、どちらか片方でも有効期限切れとなると医療費助成が受けられなくなります。忘れずに更新手続きをしてください。

8月から福祉医療制度（マル福）の対象を拡大

福祉手帳（1級）、自立支援医療受給者証（精神通院）

受給者証について

8月1日（休）から適用となります。該当となる方には7月下旬以降、順次送付します。9月以降の申請は、申請月の初日から適用となります。

問合せ

・福祉医療（マル福）について
市民保険課①～④窓口

Tel 89・2159

地域局市民福祉課②窓口

Tel 73・2114

・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療について
福祉課⑯⑳窓口

Tel 89・2153